

預金保険制度と市場規律

大塚 茂 晃

（報告要旨）

1995年に木津信用組合への銀行取付けが発生した。政府は、ペイオフ（預金などの払戻補償額を元本1000万円とその利息までとする措置）を凍結し、金融システムへの不安の連鎖が起これないように預金の全額保護を打ち出した。しかし、その後、北海道拓殖銀行・山一証券の破綻を契機に、株価と地価の下落も相まって、金融システムが不安定化し、預金保険機構を利用した様々な金融システム安定化のための施策がとられた。2005年3月にペイオフが完全解禁となり、1990年代後半から不安定化した金融システムは、安定化を取り戻した。

預金保険制度は、Diamond and Dybvig (1983) で述べられているように、預金者のサン・スポット的な取付けが起これないようにするためには、誘因整合的であり、必要不可欠である。一方、わが国では前述のように、この間に預金保険機構により、預金は全額保護が行われた。これは、保険制度としてモラルハザードを起こす危険性がある。

よって、本報告ではこの金融システムが不安定化していたときに、モラルハザードが生じていないかの市場規律について実証分析した結果を行った。すなわち、①預金者や株主が銀行のリスクを織り込んで行動していたのか。また、仮に、そのように預金者や株主が銀行のリスクを織り込むように行動していたとしても、②それらの行動を観察した銀行の経営者が、銀行の財務状況を健全化させる行動をとることも必要である。これら、①と②の両輪をもって、「市場規律」が働いているといえよう。

これまでの先行研究でも、このような銀行の市場規律に関する分析はいくつか行われてきている。わが国に絞ると、Hosono (2002)・Hori, Ito and Murata (2005)・Tsuru (2003)・永田 (2011) といったものがあげられる。

これらを踏まえ、本報告の特徴は次の5点になる。まず、第1に、1990年3月期からペイオフ全面解禁が行われる2005年3月期までの幅広い都銀・地銀・信金のパネル・データを用いて分析を行ったことである。第2に、信用金庫のCD（譲渡性預金）についても分析を行ったことである。第3に、上記のように、経営者の行動も分析の対象としたところである。わが国の銀行を分析した先行研究では、この点が分析されていない。第4に、銀行のリスク指標にCAMELを採用し、複数の指標から銀行の状況をとらえて分析を行ったことである。第5に、株主の行動の指標として株価を利用するが、先行研究では期末の株価を利用している。しかし、株価は常に変動しているため、日時の終値の平均をとって、株主の行動をより反映したものを利用した。

先行研究の手法に従い実証分析した結果、以下ようになった。まず、預金者や株主・CD保有者は、銀行のリスクを織り込むように行動していることが分かった。すなわち、銀行の破たんリスクが高まると預金金利の引き上げを求めたり、株式を売って株価が下がっ

たりする。同様に、CD保有者も銀行のリスクに応じて行動していることが分かった。ただ、信金の不良債権が増加した際にCD金利が低下するような結果がみられ、先行研究と同様の結果であるが、信金への市場規律という考え方からは、逆の結果を得られたことになる。

一方、これらの行動を受けて、銀行の経営者が銀行経営の健全化となるように舵を切ったかどうか、すなわち、リスクの高まりのシグナルを受け取った銀行の経営者が、その後、銀行の財務状況を改善させたのかについて分析を行った。その結果、そのような銀行経営者の行動は、あまり見られなかった。ただ、株主の行動への反応については有意な結果を得られた。

これらの結果から、2つのことが言えるであろう。すなわち、預金保険制度によって、預金が保護されていることは、預金者や株主のモラルハザードの原因となると考えられたが、銀行経営へのモニタリングを預金者や株主は行っていたと考えられる。一方で、銀行の経営者は株主の規律付けのシグナルには市場規律が働くよう行動しているが、預金者やCD預金者の行動には反応していない可能性がある。

これらの理由は、わが国の預金保険制度の制度設計に問題があるのかもしれない。たとえば、①預金保険料率は、すべての銀行で同率（固定保険料率）であり、銀行のリスクにみあった保険料率（可変保険料率）ではない。②わが国の制度では、仮に銀行が破綻しても、その経営者の預金も保護される制度設計になっている。よって、銀行の経営者が自らの預金の減額というかたちで経営責任をとらされることはない。

今後、これらの制度設計への議論、銀行破綻時の銀行破綻処理のあり方について、議論をする必要がある。また、EUでは、ギリシャ危機を契機として、EU全体の預金保険制度の統一を図る動きがある。今後、国際的な金融システム安定のためにも、国際的な預金保険制度について考察しておく必要があり、これらが、今後の研究課題である。

(2016.6.30受稿, 2016.7.12受理)